

埼玉県浦和競馬組合建設工事に係る業務委託一般競争入札公告

浦和競馬場装鞍所エリア再整備工事实施設計業務及び浦和競馬場売店・北門エリア再整備工事实施設計業務について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和4年9月6日

埼玉県浦和競馬組合
管理者 大野 元裕

1 入札対象業務

(1) 業務名

入札対象業務① 浦和競馬場装鞍所エリア再整備工事实施設計業務
入札対象業務② 浦和競馬場売店・北門エリア再整備工事实施設計業務

(2) 業務箇所

入札対象業務① さいたま市南区大谷場一丁目97-1、95-2、98-1の一部、342-1、342-4、341-4、346-1の一部、343-1の一部
入札対象業務② さいたま市南区大谷場一丁目8番42号

(3) 契約期間

契約確定の日から令和5年3月31日まで

(4) 設計金額

入札執行後に公表する。

(5) 業務概要

入札対象業務① 装鞍所エリアの待機馬房宿舍棟、事務所棟、馬房棟等の解体及び新築工事、待機馬房・騎手控室棟の仮設建築物建設工事に係る実施設計業務 一式
入札対象業務② 売店、馬主会館、車庫等の解体及び新築工事、売店の仮設建築物建設工事に係る実施設計業務（売店は基本設計のみ） 一式

(6) その他

[新型コロナウイルス感染症に係る工事及び業務の対応について]

受注者は、新型コロナウイルス感染症の罹患等により、工事及び測量・調査・設計等の業務（以下、「工事等」という。）を継続することが困難となった場合、契約中の工事等について、工期又は履行期間の延長等の申出を行うことができる。

発注者は、受注者から工期又は履行期間の延長等の申出があった場合は、契約約款等に基づき、受発注者間で協議を行った上で、必要があると認められるときには、工事等の工期又は履行期間の見直し及びこれに伴い必要となる請負代金額又は業務委託料の変更等を行う。

2 入札

- (1) 落札決定に当たっては、様式第1号「入札書」に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 競争入札参加者は、入札公告、仕様書、その他の資料を熟知のうえ入札しなければならない。
- (3) 入札後において、入札公告、仕様書（質問に対する回答を含む）及び現場等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (4) 競争入札参加者は、封印した入札書を入札日時に入札箱に投函しなければならない。この場合、封筒に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「（業務名）の入札書在中」と記載する。また、郵便、電話、ファクシミリ等による入札は認めない。
- (5) 競争入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることが

できない。

(6) 入札に参加できる者の形態は単体企業とする。

(7) 一抜け方式により落札者を決定する。「14 その他 (4)落札者の決定方法」を参照すること。

3 入札参加資格

次の要件をすべて満たすこと。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 埼玉県財務規則第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。

(3) 埼玉県浦和競馬組合の財務規則第76条の規定により組合の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、更生手続又は再生手続開始決定がなされ、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けていること。

(5) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（別添「資本関係又は人的関係がある者（以下「同族企業」という。）同士の業務委託に係る同一入札への参加を制限する運用基準」参照。）

(6) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

(7) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

(8) 下表に掲げる項目に該当する者。

資格者名簿への 登載	申請業務[業務分類(大)]	建築関連コンサルタント
	令和3・4年度埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上に示す業務で登載されている者であること。ただし、競争入札参加資格審査結果通知書において資格の有効期間の始期が公告日以前である者に限る。なお、上記(4)に該当する者にあつては、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けていること。	
所在地区分	本店又は主たる営業所	埼玉県内
	資格者名簿に登載された「本店又は主たる営業所」が上に示す所在地にあること。	
業務を行うための 資格	建築士法（昭和25年法律第202号）第23条による一級建築士事務所の登録を受けた者であること。	
資格を有する技 術者の数	本件入札の公告日現在、一級建築士の資格を有する者を5名以上保有していること。ただし、浦和競馬組合との業務委託契約により浦和競馬場において以下の業務実績に記載した業務を履行した者は問わない。	
業務実績	国又は地方公共団体との業務委託契約	
	建築物（主要用途が倉庫、車庫（駐輪場含む）又は便所は除く）の新築又は増築に係る設計業務委託。	
	契約の締結日にかかわらず平成24年4月1日以降公告日までの間に、国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条に規定する法人を含む。）又は地方公共団体（地方公共団体が出資する法人を含む。）との業務委託契約により、上に示す業務を履行した実績を有すること。	

	なお、特定設計共同体による業務実績については、代表構成員であるときのものに限る。	
配置予定の 技術者	資格	一級建築士
	経験	問わない。
	入札に参加しようとする者は、上に示す資格を有する者を本業務の管理技術者として配置すること。	

4 入札参加資格の確認

この入札に参加を希望する者は、下記(1)の提出先に、下記(2)の提出書類を整えて簡易書留等の配達記録が記録される方式により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。また、提出先の担当者から、提出した書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。入札参加資格の確認結果は下記(4)のとおり通知する。

なお、提出された書類は返却しない。

(1) 提出先

〒336-0016

埼玉県さいたま市南区大谷場一丁目8番42号

埼玉県浦和競馬組合 施設管理課 施設整備担当 宛て

(2) 提出書類

ア 様式第2号「一般競争入札参加資格確認申請書」

イ 様式第3号「一般競争入札参加資格等確認資料」

ウ その他、「資格審査に係る確認資料の提出」の「添付資料目次」を参照すること。

(3) 提出期限

令和4年9月20日（火）午後5時までとする。

(4) 確認結果

令和4年9月26日（月）午後5時までに電子メールにより入札参加資格等審査結果を通知する。

5 業務説明会

開催しない

6 設計図書等に関する質問及び回答

(1) 設計図書等に関して質問がある場合は、次のとおり電子メールにより様式第5号「質疑書」を提出し、電話で着信確認すること。質疑書の質疑内容には、特定の企業名や個人名を記入しないこと。なお、資格者名簿に登録されていない者から提出された質疑書は受理しない。

ア 受付期間

令和4年9月15日（木）午前11時まで

イ 提出先

埼玉県浦和競馬組合 施設管理課 施設整備担当

電子メール shisetsu@urawa-keiba.or.jp

(2) 質問に対する回答は、令和4年9月20日（火）午後4時30分までに埼玉県浦和競馬組合ホームページに質疑回答書を掲載する。

(3) 入札参加者から質問がない場合でも、質疑回答書を利用して発注者から入札参加者へお知らせを掲示することがある。

7 最低制限価格

設定する。

8 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札公告及び仕様書の交付場所に関する問い合わせ先
〒336-0016 埼玉県さいたま市南区大谷場一丁目8番42号
埼玉県浦和競馬組合 施設管理課 施設整備担当
電話 048-881-1784

(2) 入札公告及び設計図書等の交付方法
埼玉県浦和競馬組合ホームページにおいて交付する。
(<http://www.urawa-keiba.jp/>)

(3) 入札・開札の場所及び日時

ア 場所

さいたま市南区大谷場一丁目8番42号 埼玉県浦和競馬組合事務所 2階大会議室

イ 入札日時

入札対象業務① 令和4年9月28日(水) 午前10時00分

入札対象業務② 令和4年9月28日(水) 午前10時30分

ウ 開札日時

入札終了後

9 代理人に関する事項

代理人に入札に関する行為をさせようとする者は、入札書に代理人の氏名及び当該代理人の印を押さなければならない。また、入札書の提出の際に様式第7号「入札委任状」を提出しなければならない。

10 契約書(案)

埼玉県浦和競馬組合建築設計業務委託契約書(案)のとおり

11 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の110に相当する金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)の100分の5以上(1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。)の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 埼玉県浦和競馬組合の財務規則第78条第2項第3号に掲げる履行実績による入札保証金の免除を希望する場合は、令和2年4月1日以後に国又は地方公共団体との同種同規模の契約を完了したことが分かる資料(2契約分)を電子メールで送付するとともに電話で着信確認すること。

ア 提出期限

令和4年9月14日(水) 午後5時まで

(3) 入札保証金の納付方法

納入通知書により納付すること。

ア 納入通知書の発行依頼

納入通知書の発行を電子メールで依頼し、電話で着信確認すること。

イ 納入通知書の発行依頼期限

令和4年9月15日(木) 午後4時まで

ウ 納付期限

令和4年9月26日(月)

エ 納付の確認

金融機関の出納済印を受けた納入通知書兼領収書の写しを電子メールで提出し、電話で着信確認すること。

オ 納入通知書兼領収書の写しの提出期限

令和4年9月26日(月) 午後4時まで

(4) 次のとおり上記(1)と同価値以上の保証を担保として提出することにより、入札保証金の納付に代

えることができる。なお、その価値は、保証金額と同額とする。

ア 対象となる保証

銀行等（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関をいう。以下同じ。）の保証

イ 提出期限

令和4年9月26日（月）午後4時まで

(5) 次のいずれかに該当する者は、入札保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間で埼玉県浦和競馬組合を被保険者とする上記(1)と同額以上の保険金の支払を約した入札保証保険契約を締結し、その保険証券を上記(3)オに示す期限までに提出した者

イ 銀行等又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）との間に契約保証の予約を締結し、当該契約保証予約証書を上記(3)オに示す期限までに提出した者

(6) 入札保証又は入札保証保険の期間は、入札書提出日から令和4年10月7日（金）までの期間を含むこと。

(7) 提出先

〒336-0016 埼玉県さいたま市南区大谷場一丁目8番42号

埼玉県浦和競馬組合 施設管理課 施設整備担当

電話 048-881-1784

電子メール shisetsu@urawa-keiba.or.jp

12 契約保証金

(1) 落札者は契約金額の10分の1以上（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額）の契約保証金（入札保証金を納付したときは、その差額）を納付しなければならない。

(2) 次に掲げる有価証券等を担保として提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。なお、その価値は、債権金額（ウにあっては、保証金額）と同額とする。

ア 利付国債

イ 埼玉県債

ウ 銀行等（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条の金融機関をいう。）又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項の保証事業会社をいう。）の保証

(3) 次のいずれかに該当する者は、契約保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に埼玉県浦和競馬組合を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者

イ 保険会社、銀行、農林中央金庫その他知事が指定する金融機関と埼玉県浦和競馬組合を債権者とする工事履行保証契約を締結した者

(4) 契約保証金は、契約の履行後、契約者から請求書の提出を受けることにより、還付する。ただし、契約者がある責に帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときの契約保証金は還付しない。

13 支払条件

(1) 前金払

する（その額は、契約金額の30%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。）。

14 その他

(1) 入札の執行

ア 入札参加資格の確認を受けた者であっても、開札日時の時点において参加資格のない者は、入札に参加できない。

イ 入札に参加する者の数が1者であっても、入札を執行する。

(2) 入札の辞退

様式第8号「入札辞退届」を提出すること

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ア 入札に参加する資格のない者がした入札
- イ 所定の入札保証金を納付しない者がした入札又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札
- ウ 郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札
- エ 談合その他不正行為があったと認められる入札
- オ 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- カ 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札
- キ 次に掲げる入札をした者がした入札
 - (ア) 入札者の押印がないもの
 - (イ) 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のないもの
 - (ウ) 押印された印影が明らかでないもの
 - (エ) 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの
 - (オ) 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
 - (カ) 他人の代理を兼ねた者がしたもの
 - (キ) 2以上の入札書を提出した者がしたものの、又は2以上の者の代理をした者がしたもの
- ク 同族企業が同一入札に参加した場合の同族企業それぞれが行った入札
- ケ その他公告に示す事項に反した者がした入札

(4) 落札者の決定方法

- ア 予定価格の100/110の価格の制限の範囲内で、最低制限価格の100/110以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- イ 落札者とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。
- ウ 落札者がいない場合は、再度入札を行うものとする。再度入札は3回までとする。
- エ 再度入札に参加できる者は、初度入札に参加した者とする。ただし、初度入札において無効の入札を行った者及び最低制限価格の100/110未満の価格の入札をした者は再度入札に参加することができない。
- オ 一抜け方式により落札者を決定する。
 - 一抜け方式については次のとおりである。
 - なお、不調・不落等により落札者が決定しない入札対象業務があった場合においても、以降の入札対象業務の入札を執行する場合がある。
 - (ア) 入札対象業務①、入札対象業務②の順に開札する。
 - (イ) 入札対象業務①の落札者による入札対象業務②への入札は無効とする。
 - 一抜け方式における一部の入札が不調又は不落等によって落札者が決定しない場合、落札者が決定しない入札をこの公告と別の公告又は指名通知等によって後日行うことがある。
 - この場合、この公告の入札に係る契約者は後日行う入札(この公告において落札者が決定しない入札 以下同様。)の落札者になることができない旨の条件を付すことがある。

(5) その他

- ア 埼玉県浦和競馬組合の財務規則及び埼玉県浦和競馬組合建設工事請負等競争入札参加者心得に従い、入札に参加すること。
- イ 落札者は、確認資料に記載した配置予定者を当該業務に配置すること。
- ウ 埼玉県浦和競馬組合建築設計業務委託契約約款の内容を熟知して入札に参加すること。
- エ [新型コロナウイルス感染症に係る入札執行の対応について]
 - 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、入札執行の場では3つの“密”が重ならないような工夫と、手洗い消毒を呼びかけ、新型コロナウイルスの感染予防の励行を実施します。
 - 入札執行場所においてはマスクの着用を必須とし、下記(1)または(2)の症状のある者の入場

をお断りする場合がありますのであらかじめご了承下さい。

- (1) 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている。
- (2) 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある。

15 問い合わせ

- (1) 問い合わせ先

埼玉県浦和競馬組合 施設管理課 施設整備担当

- (2) 電話番号及びFAX番号

TEL 048-881-1784

FAX 048-881-1550